

本報告は、水の共同利用を考察対象としながら、共同関係と支配の末端組織との関係を、歴史的にさかのぼって実証的に明らかにしようと試みるものである。具体的には、溜池灌漑地帯として知られている兵庫県加古台地に位置する稻美町国岡（近世には国岡新村）を主要な分析対象とし、当該村の近世以降の水利関係史料を用いて、村の開発とともに分水慣行の成立過程、周辺村との水争いの事例、水利組織と「むら」との関係の変遷等を追うことにより、検討を進めていく。

水利共同関係は、近世においては、支配権力によって設定された行政村の機構を通して展開された。分水に関する契約は、行政村を主体として結ばれた。分水契約は、関係村間の談合による水利権の調整→上申→藩の奉行による認可という形式をふんで成立した。水争いへの対応も、村役人を中心に、行政村機構を通してなされた。

近代に入ると、町村合併によって新たな行政村が設定されたため、近世村は行政組織ではなくたが、水利共同関係は、近世村の継承である「部落」を単位として展開された。水利共同関係は、この「部落」という外枠を維持し、強化する働きを示した。国岡新村の場合、近代に入つてしばらくの間は、村総代（庄屋の系譜を引く）と水利委員を中心には、部落によって水の管理が行われた。しかし、大正十三年には国岡水利組合が組織され、水利組織は部落の協議員会から分離された。さらに、昭和十六年には、国岡水利組合は国岡部落会水利部に改編された。国岡水利組合および国岡部落会水利部はともに、会計および意志決定の面で部落の協議部門に対して独立を保つたのであるが、これらはあくまでも部落に所属する組織のひとつであった。

水利組織と村落構造

——兵庫県加古台地の事例——

小林 和美

したがって、国岡水利組合成立後の水争いは、水利組合対水利組合の争いとなり、対外的な交渉、協議等は水利委員長を中心にして水利委員会が行ったのであるが、実質的には部落対部落の争いであった。部落間の激しい対立は、部落の外縁を維持し、部落成員の結合を強化することになった。

現在、国岡では、国岡土地改良区が「むら」の水管理を行っている。今日でも農業用水が「むら」を通して確保されることが多いのは、近世の行政村を単位として成立した水利慣行が近代以降も濃厚に継承されているためであるといえる。

(神戸大学大学院)